

第 5 次大阪府障がい者計画の構成等について（事務局案）

令和元年 5 月

▼基本構成について

- 基本構成は第 4 次計画（後期計画）を大筋で継承するか。
- ・基本理念、基本原則、最重点施策、6 つの生活場面など。

▼計画期間について

- 計画期間は 6 年間とするか。
- （参考）障がい福祉計画、障がい児福祉計画：3 年、国の障害者計画及び大阪府地域福祉計画：5 年

▼ニーズ調査について

- 前回の調査結果（H28 年度）をできる限り活用してはどうか。
- 追加調査の必要な項目等が出てきた場合には、それらに関する調査の実施について部会で検討する。

<計画の構成>

【基本理念】人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

【5つの基本原則】

- ▼権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
- ▼社会的障壁の除去・改善
- ▼障がい者差別の禁止・合理的配慮の追求
- ▼真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- ▼多様な主体による協働

【3つの最重点施策】

- ▼入所施設や病院からの地域移行の推進
- ▼就労支援の強化
- ▼施策の谷間にあった分野への支援の充実

生活場面ごとの取組み

